

親族後見人を支援する

- 後見制度支援信託及び
- 後見制度支援預金とは

I. 親族後見人選任の利用促進（最高裁判所見解）

認知症等で判断能力が十分でない人の生活を支援する成年後見制度をめぐり、最高裁判所は2019年3月18日、後見人には「**身近な親族を選任することが望ましい**」との考え方を示した。2018年では、親族後見人は23%程度。（3.19新聞記事）

後見人になった家族の不正などを背景に弁護士ら専門職の選任が増えていたがこの傾向が大きく変わるべき可能性があります。

現在、親族後見人選任を支援する仕組みは、金融資産がある程度ある場合（目安：1200万円～）には、親族が後見人となるほか、第三者専門職が成年後見監督人となりその監督を受ける、又は、「成年後見制度支援信託」又は「成年後見制度支援預金」を受けること可能です。

2. 成年後見制度支援信託とは

後見制度による支援を受ける人（被後見人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。

特別に預金の引き出し・解約等に家庭裁判所の指示書が必要となります。

《後見制度支援信託の概要》

1. 後見開始の申立て



2. 審判

裁判所が後見制度支援信託の利用を検討すべきと判断した場合は、司法書士等の専門職を後見人に選任します（専門職後見人と親族後見人を併せて選任する場合もあります）



3. 専門職後見人による検討

本人の生活状況や財産状況等を総合的に考慮した上で、後見制度支援信託を利用すべきかどうかを判断します

4. 報告書の提出

専門職後見人が利用すべきと判断した場合は、家庭裁判所に報告書を提出します



5. 信託契約締結

専門職後見人は、家庭裁判所から発行された指示書を信託銀行等に提出して信託契約を締結します。



6. 引継ぎ

専門職後見人が関与する必要性がなくなれば、専門職後見人は辞任し、管理していた財産を親族後見人に引き継ぎます。

《留意点》

- ① 専門職後見人が選任され信託契約等の業務を実施するため、**報酬が発生すること**
- ② **口座開設費用**などの金融機関への費用が発生します。
- ③ 信託銀行は、地方には支店が少ないため、利用したくとも利用が困難な地域もあります

3. 成年後見制度支援預金

成年後見制度支援預金とは、日常的な支払いをするために必要なお金は預貯金として後見人が管理し、それ以外のまとまったお金は信用金庫や信用組合等に預金として預ける、という仕組みです。この基本的なお金の動きは後見支援信託とほぼ同じ流れになっています。

また、後見制度支援信託と同様に、預金の引き出し・解約等に家庭裁判所の指示書が必要となることから、財産の不正使用を防ぐことが可能な仕組みとなっています。

《後見制度支援信託の概要》

I. 後見開始の申立て



2. 審判

家庭裁判所による申立人又は後見人候補者による後見支援預金利用適否の検討（必ずしも専門職後見人が選任されない。）

3. 後見人による検討及び報告

後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

- ① 預入する金額
- ② 定期金交付の金額などを設定し

家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の 報告書を提出します。

(注) 後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

4. 後見人による口座作成後、家庭裁判所に報告する

- ① 口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告する。
- ② 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任する。

《留意点》

- ① 専門職後見人が選任されない場合の報酬はかかるないし、口座開設費用等への費用も発生しません。
- ② 信用金庫や信用組合等が取り扱っているため身边な金融機関を利用できます。
- ③ 金融機関に財産を預けてしまうため、使い込みが避けられる

4. 親族後見人の検討と課題

専門職後見人が約7割という現状から、最高裁判所が親族後見人が望ましいとの考え方を示した最高裁判所の運用見直しにより、従来では親族のみで完結することが困難なた家族でも、親族のみが後見人となれる可能性が増えました。

親族が後見人選任されるポイントとして、被後見人の金融資産がある程度（概ね1200万円程度）場合において

- ① 管理が難しくない、
- ② 監督人又は成年後見制度支援預金・支援信託を活用すること、
- ③ 親族の反対がない、
- ④ 候補者に問題がない

など条件整えば可能性があります。

5. 他の選択肢

前述の通り、最高裁判所による運用方針が変わり、条件付きではありますが、運用は見直されつつあります。

ただし、成年後見制度の原則である“本人のための財産管理”という部分については厳格な運用は変わらないため、家族のために両親の財産を活用したい、今まで通り柔軟な財産管理をしたい、積極的な相続対策をしたいというニーズを満たすことはできません。

やはり、できることであれば、両親が元気なうちに将来の財産管理、資産承継の道筋を作ることができ、任意後見や家族信託での財産管理の方法も含めて、対策を検討することが望まれます。